

岩手県告示第690号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営夏川地区土地改良事業に係る換地計画を定めるに当たり、次の土地を、これを従前の土地とする地積を特に減じて換地を定める土地として指定した。

平成23年11月11日

岩手県知事 達 増 拓 也

地積を特に減じて換地を定める土地の所在等

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積	特に減じる地積
				m <sup>2</sup>	m <sup>2</sup>
一関市花泉町涌津字西風谷地	23番1	田	田	1,130	420
一関市花泉町涌津字向谷地	77番	”	”	1,042	305
一関市花泉町油島字表谷地	68番1	”	”	1,017	245
”	95番1	”	”	979	308
”	216番1	”	”	722	285.02
一関市花泉町油島字大曲	10番	”	”	996	396
一関市花泉町油島字白山	36番1	”	”	826	457
”	53番2	”	”	1,114	76
一関市花泉町油島字田郷多	73番2	”	”	557	303
一関市花泉町油島字外別当	69番	”	”	1,084	203